

平成 26 年 8 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事	}	殿
各都道府県議会議長		
各 指 定 都 市 市 長		
各 指 定 都 市 議 会 議 長		

総務省自治財政局長

第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について

標記については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）により、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請しているところです。

これを踏まえて、総務省においては、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、別添のとおり「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 21 年 6 月 23 日付総財公第 95 号）は、廃止します。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。